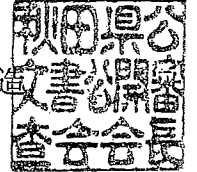


答 申 第 2 1 号
平成11年4月23日

秋田県人事委員会委員長 様

秋田県公文書公開審査会
会 長 伊 藤 彦



秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成9年5月15日付け人委-266及び平成9年7月10日付け人委-552で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

人事委員会の「平成9年1月12日に実施された平成8年度秋田県職員採用上級試験（職務経験者採用）の口述試験（面接試験）及び適性検査（筆記試験）の結果に基づく「採用候補者名簿の作成について（人委-356）」における「職務経験者採用試験最終成績表」、「職務経験者採用口述試験評価表」及び「内田クレペリン精神検査用紙」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第46号及び第49号）

別 紙

諮問 第46号及び第49号

答 申

第1 審査会の結論

平成9年1月12日に実施された平成8年度秋田県職員採用上級試験（職務経験者採用）の口述試験（面接試験）及び適性検査（筆記試験）の結果に基づく「採用候補者名簿の作成について（人委-356）」における「職務経験者採用試験最終成績表」、「職務経験者採用口述試験評価表」及び「内田クレペリン精神検査用紙」（以下「本件公文書」という。）について秋田県人事委員会（以下「実施機関」という。）が非公開としたことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

異議申立人は、秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、異議申立人の長男に係る平成9年1月12日実施の平成8年度秋田県職員採用上級試験（職務経験者採用）の筆記試験及び面接試験の経過及び結果がわかる一切の書類を同月29日に、受験者全員に係る同書類を同年6月2日に公開請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求の対象公文書を本件公文書と特定し、条例第6条第1項第1号及び第4号の規定により非公開とし、平成9年1月29日の請求に対しては同年2月10日付けで、同年6月2日の請求に対しては同月12日付けで、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成9年2月10日付けの非公開決定処分に対しては同年3月18日付けで、同年6月12日付けの非公開決定処分に対しては同年7月4日付けで、これらの処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙1記載のとおり

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙2記載のとおり

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容

本件公文書は、平成8年度秋田県職員採用上級試験（職務経験者採用）の口述試験（面接試験）及び適性検査（筆記試験）の結果をとりまとめたもので、その内容は次のとおりである。

(1) 職務経験者採用試験最終成績表（以下「最終成績表」という。）

受験者全員の試験結果を一覧表により取りまとめたもので、合否の判定を付して最終成績順に、氏名、年齢、受験番号、一次試験の成績、口述試験の成績、内田クレペリン精神検査の判定結果、勤務先、現住所、出身大学、最終順位の判定基準等が記載されている。

(2) 職務経験者採用口述試験評価表（以下「口述試験評価表」という。）

受験番号、氏名、順位、総合評価点及び試験委員（面接者）ごとの評価点が記載されている。これには、個々の試験委員がそれぞれの受験者を評価した面接試験評価表が添付されている。

面接試験評価表には、試験委員の職名、受験者の受験番号及び氏名、評価項目、着眼点、評価項目ごとの評価、総合評価等が記載されている。

(3) 内田クレペリン精神検査用紙

当該検査は、気持や動作の働きぶりの傾向をみる検査で、当該用紙には、検査のための1から9までの数字が配列されているほか、受験者が記載した受験番号、氏名、年齢、検査日時、心身状態、検査の作業結果等、さらに、その作業結果に基づき専門の分析機関が行った判定結果が記載されている。

2 条例第6条第1項第4号該当性について

実施機関は、本件公文書に記載されている情報が条例第6条第1項第1号のみならず同項第4号にも該当すると主張しているが、異議申立人は、受験者の氏名及び住所をマスキングした上でそれ以外の部分を公開すべきと主張しているため、この点を踏まえ、仮に、受験者の氏名、住所等特定の個人が識別され、又は識別され得る部分を

マスキングした上で本件公文書を公開するとした場合においても、なお行政運営上の支障があるかどうかについて検討する。

- (1) 本号は、実施機関が行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であって、
- (一) 公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの、当該又は同種の事務事業の目的が損なわれるおそれのあるもの、特定のものに不当な利益又は不利益が生ずるおそれのあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのあるものその他当該又は同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの
 - (二) その他公開することにより、県の行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの

が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。

本号は、実施機関の行う事務事業は県民の付託を受け、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負っているものであり、本来、適法性、公平性、合理性、迅速性等公正かつ円滑な運営が求められていることから、公開することにより、これらに支障が生ずることとなるものについては、公開しないことができるとしたものである。

(2) 最終成績表について

最終成績表は、全体として、受験者に対する評価者が下した評価が記載されている。

一般に、各種試験においては、本人による自己採点や評価と実際の採点結果や評価とは往々にして異なるものである。したがって、受験者に対してこれを公開すると、その結果に疑念を抱く場合があることは容易に想像できるが、この結果について、受験者に対して、逐一その納得を得るような説明をすることは現実問題として困難である。

とりわけ、口述試験は、試験委員が発する多様な視点からの質問に対する受験者の応答、態度等を通じて、採用する側が求める資質等を有するか否かを見極める人物評価であり、受験者の自己評価と試験委員の評価との乖離の幅は、筆記試験以上に大きくなる可能性が強いことは容易に想像される。

また、最終成績表を公開した場合、受験者の氏名、住所等をマスキングしたとしても、当該最終成績表に記載された受験者は極めて限られた人数(本件の場合10名)であり、しかも、成績上位者から順に記載され、かつ、合否がわかる形で記載されていること(本件の場合合格者7名、不合格者3名)、さらに、受験番号及び氏名は、口述試験当日、当該試験会場に貼り出され、合格者の受験番号は、後日公表されていることが認められることからすれば、合格者の成績と不合格者の成績が

明らかになり、個々の受験者の順位も相当程度の確かさで推定できるものである。

これらのことからすれば、最終成績表を公開した場合には、かえって実施機関の評価に種々の憶測を招き、職員採用試験の性質上、そうした憶測を払拭することは困難なことから、当該採用試験自体に対する信頼が損なわれ、職員採用という人事に関する事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、一次試験と二次試験の位置づけ、配点、ウェイト等の判定基準が判明すれば、受験者が偏った受験対策をとりやすく、その結果、受験者の総合的な資質、能力を見極め、行政が必要とする人材を的確に選別することが困難になるおそれが生ずることも否定できない。

(3) 口述試験評価表について

上述のとおり、受験番号及び氏名は、口述試験当日、当該試験会場に張り出され、合格者の受験番号は、後日公表されていることが認められる。

このことからすれば、口述試験評価表及びその内訳表である面接試験評価表に記載されている受験番号及び氏名は、口述試験当日に当該試験を受けた順番に記載されていることが容易に推定されることから、氏名や受験番号をマスキングしたとしても、相当程度の確かさで受験者ごとの順位、総合評価点、個々の試験委員の評価点等が判明する可能性が高い。

そうすると、これらを公開した場合、上述した口述試験の性質からして、最終成績表を公開した場合と同様の事態が起きることは想像に難くない。

(4) 内田クレペリン精神検査用紙について

本検査は、上記1の(3)で述べたとおり、県職員としての適性を判断するためのものであり、その判定結果は、受験者個人の性格や行動特性など人格に密接に係わる領域に及んでいるものである。

また、この検査は、職員の採用という事務事業に必要なものとして位置付けられているものであり、受験者としてもこのことを認識したうえで、当該検査に臨んでいるものと思われる。

これらのことからすれば、受験者は、職員採用という目的以外に当該結果が利用されることはなく、たとえ、氏名、住所等をマスキングしたとしても、公開されることはないことを認識しているものと認められる。

さらに、受験者本人が公開を望む場合であっても、それが受験者個人の人格に密接に係わる領域に及んでいるものである以上、公開した場合には、かえって判定結果等に種々の憶測を招き、職員採用試験の性質上、そうした憶測を払拭することは困難である。

したがって、本件用紙を公開することにより、受験者との信頼関係が損なわれ、又は当該試験事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

3 以上により、本件公文書は、異議申立人の長男に係る部分及び受験者全員に係る部分の如何にかかわらず、条例第6条第1項第4号に該当する。

したがって、同項第1号に該当するか否かを判断するまでもなく、実施機関が本件公文書を非公開としたことは妥当である。

第6 審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 9年 5月15日	・ 諮問 (第46号)
平成 9年 7月10日	・ 諮問 (第49号)
平成 9年10月17日	・ 実施機関 (人事委員会事務局) から非公開理由説明書の受理 (諮問第46号及び第49号)
平成10年 1月13日	・ 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書の受理 (諮問第46号及び第49号)
平成10年 8月24日 (第70回審査会)	・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関から非公開理由の聴取
平成10年12月24日 (第74回審査会)	・ 審議
平成11年 1月13日 (第75回審査会)	・ 審議
平成11年 1月28日 (第76回審査会)	・ 審議
平成11年 3月16日 (第78回審査会)	・ 審議
平成11年 3月25日 (第79回審査会)	・ 審議

異議申立ての趣旨及び理由

1 本件異議申立ての趣旨は、本件公文書について平成9年2月10日及び同年6月12日付けで秋田県人事委員会が行った非公開決定処分取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 条例第6条第1項第1号該当性について

① 異議申立人の長男に係るもの

請求しようとする公文書中の当該人は異議申立人の長男であり、当該人の同意を得ていることから、公開することにより特定の個人が識別されたとしても、異議申立人及び当該人に対して何ら不利益を与えるものではない。

② 受験者全員に係るもの

受験者全員については、氏名、住所をマスキングして公開するよう請求していることから、個人のプライバシーは十分に保護される。

(2) 条例第6条第1項第4号該当性について

① 試験内容、重点ポイント等、試験対策として専門学校で講義しているし、異議申立人の長男も受験対策用の本で読んだことがあり、このことによって非公開とする理由にはならない。

② 現在、公務員採用二次試験対策の書籍が多数販売されているが、二次試験の筆記試験はSPI試験か、クレペリン検査のどちらかということが、その書籍に記載されている。

③ 公務員試験対策を授業科目とする専門学校では、面接試験がどのように行われるのかレクチャーしている。(例えば、東京都では2～3人の面接官の圧迫試験で、過去にどのようなことをしてきたのか、都庁へ入庁したなら何をしたいのか聞いてくる。それに対して被験者は質問の意図に逆らわず意図の流れに沿ったする方がよい。… どのマニュアルがある。)

④ 以上の理由により、二次試験が一般的にどのように行われるかは受験者にとって

周知の事実であり、「採用試験の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがある」という理由で非公開とするのは適当でない。

異議申立てに対する実施機関の説明要旨

1. 条例第6条第1項第1号該当性について

(1) 異議申立人の長男に係るもの

- ① 「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されるもの」である。
- ② 本人が自己の情報を公開請求した場合及び本人以外の者が当該本人の同意を得て公開請求した場合であっても、本号により非公開とすることができるものである。

(2) 受験者全員に係るもの

- ① これらが公開されると、この情報を基にして氏名等の記載がなくとも特定の個人が識別される。
- ② 個人に関する情報は一旦公開されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えるおそれがあり、プライバシーは最大限保護されるよう配慮する必要がある。

2. 条例第6条第1項第4号該当性について

(1) 公開することにより、試験の配点や評価方法が明らかとなるため、総合判定の基準が推測され、その結果、受験者が判定基準等を意識した受験対策をとるようになり、受験者の資質・能力を客観的に判定できなくなることが予想される。

(2) 個々の試験結果と合否の関係が明らかになることから、採用試験に関する様々な憶測や誤解を生ずることになる。

(3) したがって、これらを公開した場合、試験の公正、適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため、本号に該当する。

秋田県公文書公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名
会 長	伊 藤 彦 造	弁 護 士
	小 賀 野 晶 一	秋田大学教育文化学部教授
	平 川 信 夫	弁 護 士
会長代理	藤 川 浄 之	前 秋田魁新報社専務取締役
	古 田 重 明	秋田経済法科大学法学部教授

（平成11年4月23日現在）